

第16期最後の定例会

平成31年3月 第1回定例会

新年度予算はじめ32議案を審議



2月28日から3月15日まで

議会

No.217



自然劇場

議会に対するご意見
をお聞かせください。

お電話の場合

☎82-3111(内線150番)

E-mail の場合

gikai@vill.kijimadaira.lg.jp

発行：木島平村議会
編集：議会だより編集委員会

※31年度予算の概要は、2～3
ページの記事をご覧ください。

平成30年度「補正予算」および
平成31年度「当初予算」は、全議
員による「予算決算常任委員会」
(3日間／江田宏子委員長)で審査、
最終日の本会議において、全会一
致で原案どおり可決しました。
また、委員長報告では、補正予
算に対し2項目、新年度予算に対
し6項目、条例改正に対し1項目
の審査意見が述べられました。
(審査意見の内容は32ページ)

平成31年度
一般会計当初予算
39億6800万円を可決

今議会に上程され、可決した
議案等は次のとおりです。
・条例 (7件)
・平成30年度補正予算 (8件)
・平成31年度当初予算 (12件)
・その他の事件 (3件)
・陳情 (2件)

平成31年 第1回定例会

平成31年3月第1回定例会のあらまし

日付	主な内容	詳 細
2月28日(木)	開 会 議案上程 ほか	◎会期の決定。 ◎12月議会の審査意見に対する回答。(村長) (内容は32ページ) ◎12月定例会以降の行政報告。(村長) ◎平成31年度 施政方針。(村長) ◎議案上程 ⇒ 所管の常任委員会へ付託。 ほか。
	全員協議会	◎村からの報告事項(内容は31ページ)と質疑。 ◎議員間での協議。ほか。
3月5日(火) 6日(水) 7日(木)	予算決算 常任委員会 (全議員)	◎「平成30年度補正予算」、「平成31年度予算」 「事業の進捗状況」などについて、各課からの説明、 質疑、審議等。
3月12日(火)	一般質問	◎7人の議員が、村政の課題に対して質問。 (各議員の質問項目は33ページ、要旨は5月号に 掲載予定)
3月13日(水)	総務産業 民生文教 常任委員会 ほか	◎付託された条例案、事件案、陳情について、 各常任委員会で審議。 ◎「審査意見」について協議。
3月15日(金)	全員協議会	◎追加議案の詳細な説明と質疑、議員間での協議等。
	採 決	◎各常任委員長による委員会審査の報告及び採決。 ◎追加議案上程及び採決。

他、可決した特別会計 当初予算額

(※1万円未満四捨五入)	
・情報通信	5904万円
・学校給食	2081万円
・奨学資金貸付事業	847万円
・後期高齢者医療	5676万円
・国民健康保険	5億5295万円
・介護保険	5億7774万円
・観光施設	3798万円
・下水道	3億7556万円
・農業集落排水	1984万円
・高辻簡易水道	1682万円
・水道事業会計	1億8079万円

条 例

■資金積立金条例の一部改正

平成31年度以降、国から譲与される「森林環境譲与税」を、特定目的基金として積み立てるため、その名称、目的、使途を定めるもの。

■税条例の一部改正

「国民健康保険税」の税率改定。全体で6・5%の引き上げ。
(国保税引き上げに関する詳細は13ページ参照)

■手数料徴収条例の一部改正

地籍調査事業に伴う「帳票類交付の料金」を設定。

■自然保護条例の一部改正

「太陽光等自然エネルギー発電施設の設定」に関する基準を追加。
(近隣関係者等の同意など)

■カヤの平高原保健休養施設条例の一部改正

「施設使用料」の引き上げ。
(テント、オートキャンプ場、運動広場の料金を近隣の類似施設も勘案して改定)

■災害弔慰金(※)の支給等に関する条例の一部改正

法改正に伴う改正。
「災害援護資金(※)の借入金利の引き下げ」、「償還方法追加による借入れ条件の緩和」等を定めるもの。

※災害弔慰金とは

暴風・洪水・地震など、自然災害による死者の遺族に支給される金銭。
※災害援護資金とは
災害救助法が適用される災害が発生した場合に、市町村が被災世帯に対して、生活の再建に必要な資金を低利で貸し付ける制度。

■特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正

「村長、副村長、教育長の給与」を5%削減。(2020年3月まで。改正は1年単位)。

補正予算

■一般会計

(※1万円未満四捨五入)
補正額 1746万円減額。
(予算総額35億9688万円)

主な歳入

実績に伴う増減の補正ほか。
(抜粋)

○財産収入

・「村有林木材」売払い収入。
(精算)
(660万円)

○寄付金

・ふるさとづくり寄付金。
(1200万円)

○繰入金

・財政調整基金からの繰入れ。
(▲3055万円)

・ふるさとづくり基金を取り崩し、小中学校のエアコン設置の財源へ。(2000万円)

○地方債

・過疎対策債(実績に基づき)。
(▲730万円)

○次年度への繰越事業

(総額1億975万円繰越)
・役場周辺整備事業。
・林道清水平線改良工事。
・小中学校のエアコン整備事業。

主な歳出

(予算増減額100万円以上の事業を抜粋)

【総務課】

○一般管理費

・臨時職員の社会保険料。
(▲300万円)

・公用車燃料費および高速道路使用料。
(▲150万円)

○財政管理費

・ふるさとづくり基金等への積立。
(8299万円)

○企画費

・コミュニティ助成事業の採択件数減により。
(▲296万円)

○情報化推進費

・高石公民館の建て替えに伴う屋外スピーカー移設(工事変更)。
(▲192万円)

【民生課】

○保育所費

・臨時職員の勤務実績に伴う精算。
(▲798万円)

○保健衛生費

・代替の嘱託職員の報酬分精算。
(▲182万円)

○母子保健費

・妊婦健診の受診者減に伴う精算。
(▲197万円)

○環境衛生費

・クリーンセンター搬入量の実績に伴う「負担金」の精算。
(▲178万円)

【産業課】

○農業振興費

- ・農業後継者等育成奨励金の対象者減。(▲126万円)
- ・農の拠点施設の管理委託料など。(▲300万円)

- ・集落支援員(農業振興公社)の減員。(▲341万円)
- ・地域おこし協力隊(そば振興)の応募なし。(▲304万円)

○土地改良総務費

- ・国の交付金の額確定に伴う。(多面的機能支払交付金)(▲308万円)

○商工振興費

- ・山岳シャトル便の運航実績による精算。(▲126万円)
- ・地域おこし協力隊(道の駅駅長)の応募なし。(▲334万円)

○観光費

- ・地域おこし協力隊 退任後の起業支援補助金。(補助要件から外れる)(▲100万円)

○保健休養施設管理費

- ・カヤの平キャンプ場の利用実績に伴う清算。(▲121万円)

【建設課】

○除雪対策費

- ・ロータリー除雪車購入に伴う精算。(▲152万円)
- ・塩カルの消費量・除雪車修繕費などの増。(212万円)

【子育て支援課】

○小・中学校管理費

- ・エアコン設計監理委託料精算。(▲153万円)
- ・ICT(※)設置工事精算。(▲1005万円)

※ICT(教育)とは

パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法。

ICTを活用することのメリットとして、

- ・文字情報だけでは伝えづらいことを、動画や画像で伝えることができる、効率的な学習が行える。
- ・黒板への板書時間やプリントの作成時間の短縮につながる。
- ・授業で使用した資料などの情報共有ができる。

■後期高齢者医療特別会計

補正額 320万円増額。

(予算総額 5759万円)

- ・実績(医療費増)に伴う広域連合への納付額の増。
- ・財源は保険料から。

■国民健康保険特別会計

補正額 2550万円増額。

(予算総額 5億6517万円)

- ・実績(医療費増)に伴う負担金増。
- ・財源は(県)保険給付費等交付金。

■介護保険特別会計

補正額 527万円減額。

(予算総額 5億6945万円)

- ・介護サービス負担金等の実績に伴う減。(471万円)
- ・介護保険支払い準備基金への積立て。(239万円)

ほか。

■観光施設特別会計

補正額 96万円減額。

(予算総額 6575万円)

- ・カヤの平ロッジ管理事業の精算に伴う減額。
- ・ロッジ使用料増収に伴い、一般会計からの繰入金を減額。

ほか。

■下水道特別会計

補正額 65万円減額。

(予算総額 3億7322万円)

- ・浄化センター修繕費の減額。
- ・公債費への受益者分担金不足分を一般会計から繰入れ。

ほか。

■農業集落排水事業特別会計

補正額 4万円減額。

(予算総額 1975万円)

- ・修繕費の増額。
- ・維持管理費(委託料等)の減額。

■水道事業会計

・固定資産の除却費。(60万円)

- ・西減圧槽排泥管移設(増工分)。(19万円)

ほか。

事 件 (※)

■損害賠償の額の決定

- ・部谷沢区の消火栓取替工事に伴う給水装置等の破損(4軒分)。
- ・損害賠償額 57万7400円

■字の区域の変更

地籍調査に伴う変更。

■過疎地域自立促進計画の変更

次の2件を追加。

- ①村道769号線道路改良。
(平塚・内藤酒店間の舗装、道路整備) (2129万円)
- ②特別養護老人ホーム整備事業。
(千曲荘の建設分担当) (9739万円)

※事件とは

議会に上程されるものは全て「事件」ですが、本議会では、契約の締結や損害賠償の額を定める場合などに「事件」が使われます。今回は、「損害賠償額の決定」のほか「字の区域変更」「過疎地域自立促進計画の変更」が上程されました。



陳情

①全国知事会の「米軍基地負担に
関する提言」の主旨に基づいて、
地方自治の根幹を脅かす日米地
位協定の見直しを求める意見書
を提出する事を求める。

(審議未了)

②奥山等のスギ・ヒノキ放置人工
林を、森林環境譲与税(仮称)
で順次計画的に伐採を進め、天
然林に戻すことを求める。

(採択)

全員協議会

2月28日(木)

次の内容について、村から説明
等がありました。

【村長提出案件】

①国民健康保険の税率改定

について

医療費の増加等により、県への納
付金の税率が上昇。今後も医療費
の増大、基金の残高減等が見込ま
れることから税率を引き上げたい。

(条例案件として上程)

②新庁舎整備事業の進捗状況

について

- ・基礎部分完了。東側擁壁を施工中。
- ・4月中旬から建方。
- ・予定通り進んでいる。
- ・11月末竣工予定。

③スキー場の入込状況および

馬曲温泉の新源泉調査結果

について

◆スキー場の入込状況(2月現在)

- ・入場者数 約3万4千人
(昨年対比95%)
- ・売上(概算) 約4400万円
(昨年対比88%)
- ・インバウンド(訪日外国人)に
対応するため、パノラマランド
木島平に中国人スタッフを採用。
2月現在368泊の実績。

◆馬曲温泉新源泉調査の結果

- ・電磁探査と自然放射能探査を
実施。

・源泉の可能性のある場所は2か所。

「現在の源泉付近」と「馬曲温
泉第2駐車場付近」。

・掘削や施設整備等、多額な費用
がかかるため、今後、財政面も
勘案しながら検討。

④県事業(建設関係)の進捗状況

について

◆道路拡幅(歩道設置)工事

・県道馬曲木島停車場線

平成31年度は、西小路交差点
から小学校方面へ着手の予定。

・県道七曲西原線

(西小路交差点から中島水穂神社)

31年度から国補助事業として

採択される見込み。

◆河川関係

・樽川(一級河川)の浚渫工事

樽川橋上流の浚渫(水底をさ
らい、土砂など約4000m³を
除去)。3月26日までの予定。

・烏川(準用河川)護岸復旧工事

護岸復旧3か所、浚渫18m³。

2月6日に竣工。

⑤水道事業における損害賠償

について

・消火栓取替工事に伴い、家庭の
給水装置等の破損。

・水道賠償責任保険で対応。

・今後の対策として、改築・新築

の際、各家庭への減圧装置の設
置を推進。

(事件案件として上程)

これからの議会予定

*第3回臨時会

(第16期任期最後)

4月25日(木)

*第4回臨時会

(第17期初議会)

5月7日(火)

*6月議会定例会

5月30日(木) 開会予定

請願・陳情の受付締切日

5月23日(木)

請願・陳情の受付締切日は、
議会開会1週間前です。

開会日をご確認のうえ、早
めに議会事務局に提出してく
ださい。

なお、直接、議会事務局に
ご持参のうえ、事務局員に説
明をお願いします。

議会の傍聴してみませんか

誌面では伝わらない議会を
体感してみませんか。

実際の議会を見たり、聞いた
りすることで、村議会の活動を
身近に感じることができます。

議会当日、直接議場(役場
2階)にお越しください。

不明な点は、議会事務局ま
でお問い合わせください。

「12月議会の審査意見」に対する村の対応（主旨抜粋）

平成30年12月 第4回議会定例会で出された「審査意見」に対する対応の報告です。

【予算決算常任委員会】

（2月28日本会議「諸般の報告」より）

- 村営住宅等の管理にあたり、本来入居者の責任による案件を村が負担しないよう、入居者との責任分担を明確にされたい。

対応

村で管理している住宅の修繕等に係る管理責任については、「公営住宅法」および「同法施行規則」を準用して、「入居者が修繕等の管理をしなければならない設備等」と「村に管理責任があるもの」を定めている。

入居の際に入居者と村の責任分担をしっかりと説明し、適正な管理に努める。

- 農の拠点施設（ファームス木島平）の修繕費が計上されているが、老朽施設の修繕は、長期的な展望をもって計画されたい。

また、使われていない加工施設も、良好な管理のもと、活用を推進されたい。

対応

農の拠点施設については、村が直接管理しながら、施設の維持管理運営費を検証するとともに、長期計画の策定と修繕箇所の検討を進め、必要最低限の修繕を進めたい。

また、加工室は、適切な管理に努めるとともに、有効活用できるよう、引き続き検討していきたい。

3月議会 常任委員会からの審査意見

【予算決算常任委員会】補正予算に対して

- 「消防団へのチェーンソー配備」が計画されているが、防護服等の装備や講習などの安全対策も併せて実施されたい。
- 保健衛生費で、専門職の人材が確保できなかったことによる報酬や事業費の減額がある。
「村民に寄り添った対応や健康づくり・介護予防等の事業」が後退しないよう取り組みを工夫されたい。

【民生文教常任委員会】

条例改正に対して

- 「国民健康保険税の改定」については、他保険制度加入者との公平感を保つため、負担増はやむを得ないが、将来の負担軽減のため、さらに「健康づくり」と「保健事業」に取り組まれない。

【予算決算常任委員会】新年度予算に対して

- 職員に対し、自己啓発や専門性を高める研修への参加促進、独自研修の開催など、「職員資質の向上」を積極的に図られたい。
- 連携する大学が少なくなっているが、これまでの効果や関わり方を検証し、休止する場合も含め、「それぞれの大学側へ必要な対応」をされたい。
- 「生活困窮者自立支援事業」について、制度設計や運用方法をしっかり整備した上で実施されたい。また、乳幼児、学齢期を含め、関係組織との連携を密にされたい。
- 「河床整備」について、今後も年度ごとに効果的な整備箇所を検討し、引き続き県への要望活動を強化されたい。
- 「集落支援員」や「地域おこし協力隊」制度は、地域活性化につながる有効な手段のひとつであり、そのあり方・活用については、先進事例も参考に、将来を見据えた中でしっかり検討されたい。
- 「観光振興局」は、これからの木島平の活性化に大きな役割を担う組織であり、構成団体・構成員等の意識の共有を図り、観光地域づくりの核として積極的に事業を推進できるよう支援されたい。

各議員の一般質問の項目

3月12日（火）7人の議員が次の課題について一般質問を行いました。

質問・答弁の要旨は来月の議会だより（5月号）に掲載します。

1	勝山 卓 議員	1. 村政の未来図について 2. 村観光振興局について 3. 農の拠点施設「ファームス木島平」の運営と6次産業化の推進について 4. 森林管理整備事業の推進を
2	江田 宏子議員	1. 職員の育成と人材活用を 2. ファームス木島平の運営は 3. 観光振興局について
3	萩原 由一 議員	1. 公約実現に向けて どのように取り組むか
4	土屋 喜久夫 議員	1. 2期目の村政の推進方策は 2. 木島平村の基盤整備を 3. 地域をどう守っていくか
5	吉川 昭 議員	1. スキー場の今シーズンの 状況と今後について 2. 馬曲温泉の新源泉調査結果と 今後について
6	勝山 正 議員	1. 地域おこし協力隊について 2. 国・県道の現状と課題は
7	丸山 勝敏 議員	1. 受動喫煙対策を強化、 改正健康増進法について 2. 口利きの記録制度について 3. 木島平型教育について

賛成討論 (要旨抜粋)

～平成31年度「一般会計」他11会計予算～

土屋喜久夫議員

平成31年度「木島平村一般会計」他11会計予算は、非常に厳しい財政状況の中、村民福祉の向上をめざし、必要不可欠な予算に加え、更なる木島平村発展のために工夫を重ねての予算編成となっている。

役場庁舎の大型事業、社会保障等の増額が、前年比11.9%の大きな増額となったが、基金繰入も適正な方途と認められる。

国民健康保険の増額改正は、高齢化や高度医療の進展など、やむを得ず、村民自身も健康に留意し、健康な村づくりをめざす必要がある。

検診に対する補助金の増額も計画されており、更なる活用に向け督励を願う。

緻密な行政施策方針のもと編成された予算であり、村民目線での予算執行が、さらなる村民福祉の向上、明るく心豊かな木島平村となることを期待する。

平成31年第2回臨時会

3月26日（火）臨時会および
全員協議会が開かれ、次のことを
審査、採決しました。

事 件 可 決

■工事請負契約の締結

・木島平小・中学校

空調設備（エアコン）設置工事

金 額 7560万円

相手方

協立電機・湯本電機
特定建設共同企業体

平成30年度補正予算

可 決

■一般会計

補正額

（※1万円未満四捨五入）
72万円追加。
（予算総額35億9760万円）

主な歳入

・成人の風疹対策のための予防
システム改修に係る国からの
補助 （19万円）

主な歳出

・除雪対策費（出勤回数増に伴う）
（72万円）

専決処分（※）

承認

■損害賠償の額を定める

専決処分の報告について

（2件とも保険対応）

①除雪車で除雪作業中、車庫に接
触。シャッターを損傷。
賠償額…11万8800円

②除雪車で除雪作業中、カーブで
車両と接触。相手方の車両を損傷。
賠償額…23万3181円

※専決処分とは

本来、議会が議決・決定すべき事
項を、特定の場合（議会を招集する
時間がない緊急時など）に限り、議
会に諮らず処理すること。
50万円以下の場合には専決処分がで
きる規定があり、今回はこれを適用。